

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

令和2年3月23日  
宇治市教育委員会

## 1 臨時休業の終了と春季休業期間【全校・園】

3月24日(火)をもって学校(園)の臨時休業を終了し、春季休業となります。

学校種	春季休業期間
幼稚園	3月25日(水) ~ 4月5日(日)
小学校	3月25日(水) ~ 4月5日(日)
中学校	3月25日(水) ~ 4月6日(月) ※黄檗中 ~5日(日)

## 2 部活動を、春季休業期間(3月25日)から、一定条件の下で再開【中学校】

下記の留意事項を踏まえたうえで、部活動を再開します。

### 【留意事項】

- ・保護者の理解を得た活動参加、健康チェックの徹底
- ・練習内容の工夫
- ・体育館、武道場、音楽室等の換気徹底
- ・対外試合、合同チーム等による練習の自粛
- ・更衣室を使用しないなどの工夫

## 3 始業式及び入学式【全校・園】

感染拡大防止のため、内容を変更して実施します。

学校種	始業式	入学(園)式
幼稚園	4月6日(月)	4月10日(金)
小学校	4月6日(月)	4月 7日(火)
中学校	4月7日(火) ※黄檗中 6日(月)	4月 8日(水) ※黄檗中 7日(火)

## 4 臨時休業に伴う未指導部分の対応【小・中学校】

各校の状況に応じ、令和2年度において、補充のための授業や補習などの必要な措置を講じます。

- (1)未指導部分で自学自習できる内容があれば必要に応じて課題として提供
- (2)授業時数を増やして対応する場合の教育課程変更
- (3)授業時数を増やさずに対応する場合の授業の指導計画変更
- (4)進級学年及び卒業生の進学先への未指導内容連絡
- (5)児童生徒に対して、教科書を廃棄しないよう連絡

なお、上記については今後の状況に応じて対応が変わることがあります。